

## 総合区素案に関する住民説明会

《生野区》

■日 時：平成29年11月4日(土) 15:30～17:46

■場 所：生野区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

生野区長の山口です。

続きまして、事務局を紹介いたします。

副首都推進局長の手向です。

(手向副首都推進局長)

こんにちは。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の大下です。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

こんにちは。よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、山口区長よりご挨拶申し上げます。

(山口生野区長)

改めまして、こんにちは。生野区長の山口です。

本日はお忙しい中、総合区素案に関する住民説明会にお越しいただき、まことにありがとうございます。

総合区素案は、今後の区のあり方に関する重要な内容を含んでおり、区民の皆さんへの行政サービスに直結する事柄となります。そこで、総合区素案を取りまとめた副首都推進局より区民の皆さんへ丁寧にご説明いたしますためにこの説明会を開催するものであります。

説明の中には、行政用語など分かりにくいところも多いと存じます。分からない部分については、ご遠慮なくご質問いただき、ご理解を深めていただけますようどうかよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局長の手向より、説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

説明会を担当しております副首都推進局の局長の手向でございます。

きょうは日曜日にもかかわらず、このように多くの方に説明会ということでお集まりいただきまして、すみません、土曜日でした。3連休の半ばで土曜日です。多くお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

私からまず、説明会の開催に当たりまして、この開催趣旨について少し説明させていただきます。

大阪府と大阪市では、今、大都市制度改革というのを取り組んでおります。ちょうど昨年度も8月から半年ぐらいかけてまして、このきょうの説明の総合区制度と特別区制度、それについて住民の皆様から直接意見をお聞きしたいということで意見募集説明会というのを24区で開催させていただきました。その時には、吉村市長と松井知事が直接皆様のご意見をお聞かせいただきたいということで開催させていただいたところです。その場で吉村市長の方から、では、なぜ今この大都市制度改革をしなければならないのかということについて、こういうスライドを使いながら区民の皆様に直接ご説明させていただいたところです。

この制度改革の必要性、背景ということにつきましては、後程きょうの資料の中でも少し触れさせていただいておりますので、そちらの方でお聞きいただいたらいいんですけども、今の大阪の現状といたしましては、まず経済活動の規模というのが落ちてきていると。大阪の全国に占めるシェアというのが長期にわたって低落傾向にあるというのが一つあります。

それから、人口がこれから減少していく人口減少社会、超高齢社会というのが到来すると。特に日本の三大都市圏の中で、東京、愛知、大阪の中で、大阪がいち早くこの人口減少社会が到来するという見込みです。人口が減少いたしますと、当然行政でも入りが減ってまいります。収入が減った中でいかに限られたお金をより必要なところに使っていくのかというのは課題になってまいります。

それから、3点目として、地方分権改革についても、そういう言葉が出ましてからもう長い間になりますけれども、これがまだ道半ばにあると。道州制でありますとか、国から地方へもっと権限を持ってこようということにつきましてもなかなか進まない状況です。

こういう状況の中で、この大阪を再生、そして成長させることによりまして、その果実によりまして住民生活をいかにして豊かにしていくのかというのが課題になっておりまして、今、大阪ではそうするために東京の一極集中を是正して、日本の中で首都東京と並ぶ拠点として、西の拠点としてこの大阪を副首都として、東西二極の一極として成長をめざしていこうということの取り組みを進めているところでございます。この副首都大阪を実現するために、そうすれば大都市制度は一体どういうものがよいのかということで、今現在検討を進めております。

この大都市制度、今の制度の課題でございますが、二つございます。一つは住民自治を

いかに拡充していくか。これは住民の皆様にできるだけ近いところで住民の声を聞き取って行政のサービスを決定していく仕組み、これを今よりも充実していくということが一つ。それからもう一つは、二重行政の問題、言葉はお聞きいただいたこともあるかと思いますが、政令市である大阪市は大阪府と重なる権限の部分もございまして、二重行政があると言われております。こうしたことを解消しまして、効率的・効果的なものにしていく必要があると。

こういう課題をクリアするための大都市制度として、今、現行法、国の制度のもとで可能な取り組みとしては、一つはこの大阪市という政令市制度のままで取り組むきょう説明する総合区制度というのがあります。もう一つは、大阪市そのものを廃止して複数の新たな基礎自治体ということで特別区をつくる特別区制度、この二つの制度があります。この二つの制度を具体的に検討しているところでございます。

きょうは、そのうち総合区制度につきまして、行政の方で素案という形で取りまとめを行っておりますので、まずはその内容についてご説明させていただきまして、区民の皆様のご理解を深めていただくこと、これを本日の目的として開催するものでございます。

きょうの説明会は、これはあくまでも行政として説明するものです。また、この説明します総合区素案につきましても、これまで一定行政の中で検討して議会にも説明しながらつくった素案というものではございますが、今後さらに議会等での議論の中で内容について追加・修正される場合もございます。そういう意味では、案として確定し切ったものではございません。

また、先程申しましたもう一つの制度である特別区制度につきましては、今、大阪府と大阪市でつくっております大都市制度協議会というのがあるんですが、そちらの方で別途議論が進んでいるところでございます。最終的にこの総合区制度と特別区制度、いずれを選択するのかということにつきましては、住民の皆様にご判断いただけるように、私ども行政の方ではこの総合区制度と特別区制度、それぞれの案を取りまとめていくこととしておりますが、そうした考えのもとでまた議会でも議論いただくこととなっております。

きょうは、総合区素案の説明会でございますので、今の時点で総合区と特別区、優劣を決めていただくとか、どちらかの方をすぐさま選択いただくとか、そういう場ではございません。また、制度の説明ということで、素案や制度と関係ないご発言や政治的な主張といったことにつきましては、こういう場にはふさわしくございませんので、後程の質疑の時間などでもご遠慮いただければというふうに思っております。

それでは、説明の方に移りたいと思いますが、こういう行政の制度を初めて聞かれる方もおられると思いますので、説明の方は丁寧にじっくりという形でわかりやすく説明させていただきたいと思いますので、どうぞきょうはよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元のこちら、「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。その後、皆様より説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会

場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の大下より説明申し上げます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

本日の総合区素案の説明を担当いたします副首都推進局の大下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

説明の方は、先程司会から申し上げました通り、お配りしておりますパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」、これに沿ってさせていただきます。

恐れ入りますが、着席の上、説明させていただきます。

まず、資料の表紙をごらんください。

下の囲みのところに本資料の位置づけなどを記載しています。本資料は大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案につきまして、行政として取りまとめた総合区素案をもとに本説明会の資料として作成したものでございます。この資料で説明する総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されることになります。

また、総合区素案とは別に特別区につきましても、先程手向局長の方からも申し上げました通り、現在、制度設計等の議論、検討が進められているところでございまして、最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしています。

それでは、資料をめくっていただきまして、1ページから2ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」をごらんください。

見開きの左側には現在の大阪市のイメージを、右側のページには総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししています。左側、現在の大阪市は、市長の下に局と24の区役所があることをあらわしております。局は大阪市全体を見通した政策を保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織であり、我々副首都推進局もその一つです。現在は、保健医療施策を担う健康局や社会福祉を担う福祉局など、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対しまして、区役所は地域ごとの仕事を担う組織として、現在の24行政区ごとに設置され、住民の皆様の身近なところで市民協働、窓口サービスなどの仕事を担っています。

見開きの右側のページでは、総合区設置後にそれがどう変わるのかをお示ししております。左側のページで24区役所となっていたところが、右側のページ中程では、八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。今回の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置します。さらに一つの総合区には、これは区によって異なりますが、2から4の地域自治区事務所を設置します。

総合区設置後によって主に何が変わるかにつきましては、左側のページの上の局からのところに、局の方から右側の中程へ向けた矢印をごらんください。住民の皆様には身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移しますと記載しておりますけれども、右側の8総合区の下に記載している保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に

移す仕事になります。これらの仕事は、現在、大阪市全体の施策を担う局で行っておりますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所におきまして、総合区長の判断により行われることになります。

一方で、左側の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆様へ身近なものが多いため、そのまま右横への矢印のところでございますけれども、住民の皆様への直接のサービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施しますと記載しています通り、右側の24の地域自治区事務所の下に記載しています。住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位でそのまま行うことになります。

右のページの右枠のところに地域の実情に応じた施策の実現ということを記載しておりますけれども、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制を整備し、施策を実行するため、市長に意見を具申するなど、総合区の設置によりこういったことをめざしてまいりたいと考えております。

上にあります総合区設置後の市長の横の括弧の中をごらんいただきたいのですが、住民の皆様へ身近な仕事については、その権限を総合区長に移管しますが、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。総合区設置によって何が変わるのか、大まかなイメージについて申し上げましたが、詳しくはこの後、それぞれの項目ごとに説明いたします。

3 ページをお開きください。

目次でございますけれども、本日は総合区素案の内容といたしまして、1 から12の項目について各総合区の1 から12の項目と各総合区の概要について説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料でお示ししておりますコスト、組織、予算などの数字につきましては、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえまして取りまとめる予定となっております。

それでは、4 ページ、「1 副首都大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、持てるポテンシャルを発揮するため、副首都大阪の確立に向けた取組みを進めていますが、それを制度の面から支えるものとして、総合区などの制度改革が必要と考えています。その考え方を示したのがこのページになります。

上段の「大都市大阪が抱える課題」からご説明いたします。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、大阪府と大阪市において一本化した成長戦略により、経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、また、地方分権は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、中程の記載のところでございますが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。また、世界の都市間競争を戦える競争力と豊かな個性を持つ大阪が副首都をめざした取組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

このことにより、矢印の下のところでございますけれども、東西二極の一極となる副首

都の大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーへ、また、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。そして一番下の記載ですが、これらの実現に向けては都市機能の充実とそれを支える制度が必要であることをお示ししております。

次の5ページでございますけれども、「2 副首都大阪にふさわしい大都市制度改革」をごらんください。

ここに示しておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要であると考えており、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれの制度案を作成することとしています。

なお、広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明します。

一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域が県で基礎自治が市町村という役割分担になりますが、大阪市は政令指定都市でございますので、市としての基礎自治機能を持ちながら広域機能の一部も担っているのが現状です。

よって、その下の表のところ、「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、広域に関することは副首都推進本部会議において大阪府と大阪市が協議・調整を行っております。こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するものとして、一番下の表にお示ししておりますように指定都市制度における総合区制度と特別区制度のこの二つの制度の検討を進めています。

表のうち、基礎自治機能について、一番下の表の左側、指定都市制度における総合区制度では、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもとで行政を展開いたします。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など、市全体に関することは市長が引き続きマネジメントしていきます。

一方、表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区におきまして、選挙で選ばれた区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

また、その下の広域機能につきましては、総合区制度では、先程説明した現在の制度と同じでございますが、知事と市長が指定都市都道府県調整会議において協議・調整をし、方針を決定すること。一方、特別区制度では、大阪府に一元化し、大阪府知事が方針決定することをお示ししています。

次に、6ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」を説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。その下の左側の「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。

また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が直接

市長に意見を述べられる予算意見具申権などの権限を最大限発揮できる仕組みですとか、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築していくこととしております。

また、右側の「二重行政の解消」のところですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてですが、中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確にした上で、住民の皆様身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。

まず、左下の総合区の仕事につきましては、一般市が実施する事務をベースに住民生活と密接にかかわる仕事を担います。また、その右の総合区の区数につきましては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するためには、一定の人口規模が必要であることと、サービスに必要な組織体制と財源を区に整えるとともに、体制整備に必要なコストを抑制することを基本の考え方としております。これらを踏まえまして、下段のところに記載のように、将来推計人口ベースで約30万人程度の8区へ合区することとしています。

なお、後程説明いたしますが、現在の24区単位で地域自治区を設置しますので、窓口サービスはこれまでどおり継続して実施することとしています。

7 ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。

区割りににつきましては、ページの上段に記載の通り、①から⑤の具体的な視点に基づき策定いたしました。まず、①として先程も申し上げましたが、各総合区における将来人口、平成47年でございますが、これを30万人程度とし、各総合区間の人口格差は最大2倍以内とする。次に、②として地域コミュニティを考慮し、過去の合区、分区の歴史的経緯を踏まえること、③地域の住民の皆様の円滑な移動が確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所などの既存の事業所をできるだけ活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上の五つの視点に基づいて策定したものでございます。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置をお示ししています。

なお、この資料で示しております区名、第一区から第八区は、これは仮称でございます。北に位置する区から順に番号をつけたものとしております。本日説明に伺っております生野区につきましては、天王寺区と阿倍野区と合区する区割りとなっており、仮の名称として第六区というふうにしております。

8 ページをごらんください。

総合区役所の位置につきましては、その選定に際しまして考慮すべき条件として、次の3点を挙げております。1点目は、住民の皆様からの近接性、これは庁舎までの距離でございます。次に、交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間です。それから地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ております。これらの条件に照らして現在の区役所庁舎をそれぞれ点数化して評価をしております。この点数の多い区役

所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかの充足状況あるいは近隣の市有施設の状況などを勘案し、総合区庁舎を選定しています。

その結果として、ページ中程の選定庁舎の表にございますように、第一区は淀川区役所、第二区は北区役所、第六区であれば天王寺区役所、第七区は住吉区役所、第八区は平野区役所とそれぞれ総合区役所の庁舎としています。

なお、表の下欄外に米印で記載しておりますけれども、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い、総合区役所の位置は変更する可能性があります。

なお、繰り返しの説明で恐縮でございますが、現在、各区役所で行っている窓口サービスなどにつきましては、現在の24区単位に設置する地域自治区事務所において継続して実施していきますので、住民の皆様の利便性についてはこれまでどおり維持してまいります。

次に、その下の区の名称でございますけれども、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考え方とし、総合区設置決定後、設置するまでの間に住民の皆様のご意見等を踏まえて条例で定めることとしております。

なお、今回の総合区の区割り案は合区を伴いますことから、現在の区名が変わる区もございます。これにより住居表示が変更される可能性もございますが、その際は住民の皆様への影響を最小限とするよう、関係機関との調整を図ってまいります。

次に、9ページと10ページの「5 局と総合区・地域自治区の主な事務」について説明いたします。

9ページの上段に局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示ししています。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分かれています。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うことになります。

なお、予算編成や条例提案等の仕事は今までどおり市長が全体の視点から行います。

これらの内容について示したものが9ページの下図になります。図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載しており、現在の大阪市の仕事は白抜きの文字で示すように、中之島本庁舎などで局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対しまして、図の右側には白抜きの文字で総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示ししています。さらに総合区の仕事については、8総合区で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左側をごらんください。

局が実施する仕事について、二つの枠囲みの上段の方でございますけれども、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しております。これらの仕事につきましては、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしております。

また、左側の二つ目の枠囲みには、現在、局が実施している市立保育所の運営など、六つの仕事を例示しておりますが、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。



恐れ入ります、再び図の左側の下段の方をごらんください。

現在の24行政区で実施している仕事につきましては、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として、地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接サービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事につきましては、住民の皆様に最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区で実施しておりまして、これまでどおり実施することとしています。

また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事につきましては、総合区としての政策企画の仕事や局から移管された仕事に合わせて8総合区で実施することとしています。

10ページの方をごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆様にも身近な施策の充実に向けて総合区長の裁量により総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。

縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果をお示ししております。こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示しております通り、待機児童の解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかとということをお示ししております。

なお、表の中の総合区の仕事の欄のところで、白抜きの点線囲みであるこども・子育て支援のところであれば、保育所の入所決定や保育料の徴収、これらにつきましては、現在、既に区役所で実施している仕事を総合区でも引き続き実施するというところをお示しております。

次に、福祉につきましては、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営では、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映していくことで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとことを示しています。

さらにその下、まちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかとことをお示ししています。

次に、一番下の住民生活では、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかとことを示

しています。

11ページをお開きください。

「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかをこれまでの説明と重なるところもございますが、イメージ図を用いて具体的にお示ししています。

ページの上段は現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージを示しております。

イメージの①では、保育所の設置認可についてお示ししています。まず上の図をごらんください。

現在、保育所の設置認可の大まかな事務の流れといたしましては、保育所の数など、①整備計画を策定し、次に保育所の開設場所などの地域の決定のための②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。こうした流れの中で、現在区役所では②の地域調整を担っていますが、総合区設置後には下の図に記載の通り、市役所で実施していた①の整備計画の策定や③の事業者の募集・決定も含めまして、一貫して総合区役所で実施できるようになります。これにより総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について、募集条件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかとといった効果として示しております。

なお、総合区イメージ図の右側の右上に記載しておりますけれども、予算編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

次の、12ページをごらんください。

イメージの②でございますけれども、道路・公園の維持管理についてお示ししています。まず、上の図の方ですけれども、現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望をいただいた場合でも別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図の方に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆様に身近な生活道路や小規模公園について、現在、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより住民の皆様からの要望に対しまして、総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながらきめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかとといった効果をお示ししています。

13ページをお開きください。

イメージの③では、放置自転車対策について示しています。まず、上の図の方でございますが、現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対しまして、実際に対応するのは、先程の道路の維持管理と同じく工営所でございますけれども、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要となります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬

などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより住民の皆様からの要望に対しまして、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に対応できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら放置自転車の撤去をする回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断して、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかといった効果をお示ししています。

次の14ページをごらんください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示ししています。上の図の方でございますけれども、現在、住民の皆さんからの例えば体育館の利用時間をもっと長くしてほしいなどの要望に対しましては、担当局において全市的な観点で24区にある体育館施設を一まとめにした上で、その対応方針や方法について優先順位を決定し、対応しております。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしています。これにより総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししております。

15ページをお開きください。

イメージ⑤のところですが、住民の皆さんに身近な施策の充実について示しています。上の図では、現在、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしいとか、施設の利用時間を延長してほしい、こういった住民の皆様の身近なサービス充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、区役所が関係局へ要望や調整を行いまして、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では、事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、皆さんのご要望に十分対応できない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区に移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆様のニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししています。

16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明いたします。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区するとしておりますが、一方で、住民の皆様にはこれまで育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかなどの合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しています。

具体的には、総合区域内の施策などにご意見をいただきまして、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の枠組みには、総合区政会議の内容をお示ししております。総合区政会議は、区域内の施策及び事業につきまして立案段階より住民の方が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置します。また、地

域自治区事務所では、現在の24区役所で提供する窓口サービスを継続して実施します。さらに地域協議会は、域自治区の事務などについて市長や総合区長から諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、これに対して市長や総合区長が必要に応じて適切な措置をとることとされております。右側にはこれをイメージとして図にしております。

17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」について説明いたします。

17ページの上段に記載の通り、総合区の組織体制につきましては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化、こうした考え方のもと、主に三つの体制整備を行うこととしております。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長と違いまして、副市長と同じ特別職ということになりますことから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするというのがその趣旨でございます。

2点目は、総合区の政策企画機能の強化のため、部長級による部制の導入です。先程の説明にもありましたように、総合区ではこども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野でより大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆様に提供するという役割が期待されます。

そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という単位で各部長のもと、それぞれの分野における政策企画機能を強化し、総合区に期待される役割を出現していくというのがその趣旨でございます。

三つ目は、総合区の組織として域自治区事務所の体制整備です。

続いて、ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と域自治区の事務所の組織体制のイメージをお示ししています。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、域自治区事務所につきましても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち24の域自治区事務所のうち八つの域自治区事務所は現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしております。

総合区役所と域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織としてイメージの中で示していますように、総合区長のもと、局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しています。

一方、域自治区事務所では、現在の24区役所で窓口サービスを継続して提供することのほか、地域コミュニティを維持し、住民の方の多様な意見を区政・市政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございます。総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

18ページの方をごらんください。

上段の「職員の配置（イメージ）」についてでございます。

仕事を局から総合区に移すのに伴い、職員も総合区の方へ移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージで示したものでございます。

一番左側の現在（平成28年度）と記載された棒グラフのところでございますけれども、平成28年度現在、局で1万1,600人、24区で4,800人という職員構成だったものが、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局で9,400人、24区役所で7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることになります。

また、その右の横の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織や事務の内容と移管人員をお示ししています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は、事業所ごとに事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除きますと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることになります。このように大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね現在の職員数の範囲内で総合区の職員体制が整備できる見込みとなっております。

ページ下段の（参考）のところについてでございますけれども、表の左端の上段、①総合区の欄のところでございますけれども、総合区役所と総合区役所の中に設置される八つの地域事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務の内容とともに記載したものでございます。

例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、事務として総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担い、1区当たりの平均では74人の職員配置を見込んでおります。

また、表の左側の下段、②の地域自治区事務所は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数とその主な事務の内容を同様にお示ししております。

19ページをごらんください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と政策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメントを発揮できる仕組みとしてまいります。総合区長の自立性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と予算意見具申権の具体化を図ることとしています。

また、総合区予算が見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。以下、具体的に説明いたします。

まず、「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」でございますけれども、先に20ページ、上の方のイメージ図の方をごらんください。

この図は、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージをあくまで平成28年度当初予算の金額で試算したものでございますが、現在の24区で区長が関与できる予算には、直接マネジメントできる区予算約82億円に加えて、各局で予算計上し、区長が間接的に関与できる区CM予算、これが約159億円ございます。

総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配って総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。

恐れ入ります、19ページに戻っていただきまして、先程の中程のところ、①のところでございますけれども、このように総合区長が直接マネジメントできる財源が充実され、これまで以上に選択と集中による事業の再構築が可能になると考えております。

また、インセンティブ制度を活用して確保した歳入は、総合区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上、区の予算につきましては、区長が市長に直接意見を言える仕組みにはなっておりません。これが総合区制度では、予算意見具申権として総合区長が予算に関して市長に意見を述べる権限が法律で新たに位置づけられております。市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民ニーズを市政・区政に的確に反映するため、総合区長のこの予算意見具申権について具体化を図るものであり、総合区長が市長、副市長と意見交換する仕組みの整備や住民に密接にかかわる各局の所管の事務を意見具申の対象とすることをお示ししています。

具体的には、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見交換をする場、仮称でございますけれども、サマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場へも総合区長が直接参画するようにしていきたいと考えております。さらに予算編成段階におきましても、直接説明する場などを設定することとしております。

下段の「③予算の見える化をさらに充実」のところでございますけれども、個々の総合区予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ねまして、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。

こうした取り組みを通じまして、地域の皆様のご理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えています。

21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」について説明いたします。

財産の管理権限については、住民の皆様身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。

総合区長が管理する主な施設の表の方をごらんください。

現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左側に縦書きで局長が管理、その下、現区長と区分の記載がありますように、表の点線から上の部分が局長、下の部分が現区長の管理する施設を例示しております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理していますが、総合区設置後は表の右端に矢印で記載の通り、住民の身近な施設を総合区長が管理することになります。表では総合区長が管理することとなる子ども、福祉をはじめとする各分野の主な施設について、濃いグレーの網掛けでお示ししております。

表の下をごらんください。

住民の皆様の身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能になるのではないかと考えています。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージ

を参考事例として記載しています。

次に、同じく21ページの下段の「11 総合区設置に伴うコスト」について説明いたします。

コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴い発生する一時的な経費であるイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円と試算しております。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費ですとか、事務移管に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、そのほか区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などがございます。

22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」について説明いたします。

総合区設置の日につきましては、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であること、これらを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後をめどといたします。

その下の表でございますけれども、これは参考資料といたしまして、大阪市と人口100万人以上の他の政令指定都市との区人口などを比較したものと、市内各行政区の人口、面積を表にしたものでございます。

次の23ページからは、8 総合区ごとの人口、面積、市民利用施設といった概要や産業などの特徴をそれぞれお示ししています。本日伺いしております生野区の方でございますが、28ページをごらんください。

第六区の概要ということでまとめております。例えばこのページの人口、面積の表のところを見ていただきますと、平成27年度の人口ですと約31万3,000人であり、昭和（正しくは平成）47年の将来推計人口では約28万人と見込んでおります。また、その右横の囲みに区の特徴として4点程記載しておりますが、日本で最も高層の商業ビルであるあべのハルカス、それから天王寺公園、コリアタウンなどの集客施設が多い一方で、区内の住宅地の割合が高い商業住宅エリアであることや、聖徳太子建立の寺として有名な四天王寺などの歴史的建造物を有するとともに、数多くの学校が立地する市内屈指の文教地区であります。

また、民間活力により整備された天王寺公園エントランス「てんしば」やナイトZOOなどで新たな魅力づくりが進む天王寺動物園など、天王寺・阿倍野地区では都市魅力向上の取り組みが進められており、また、生野地区は市内唯一（正しくは随一）の製造業事業所を有するものづくりの集積地であるといったことを挙げております。

総合区素案につきましての私からの説明は以上でございます。

（司会）

以上で説明は終了いたしました。

これよりお時間の許す限り、皆様からご質問をお受けしたいと思います。

冒頭お願いいたしました但、ご質問等に関しては、総合区制度や素案と関係のないものや政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきま

すようお願いいたします。もし、そういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、まことに失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それでは、ただいまの説明に対するご質問をお受けしたいと存じますが、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私の方で指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、質問は発言機会1回につき一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

また、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

はい、それでは、こちら2列目のブロックの青色の服の方。

(市民)

28ページに、これはスポーツセンターが3カ所と書いています。現在、大阪市の方で24カ所から18カ所に減らす案がありますが、合区になってまだ生きてくれているということで考えていいんですかということでお聞きしたいんですが。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

スポーツセンター、プールとか体育館がどうなるのかということでございますけれども、今ご質問で言うていただいたように、今の大阪市におきましてもそういう計画がありますけれども、今、こういう都市のあり方がどうなるのかというところが議論が進められているところもありまして、その検討というのは今とまった形になっておりますけれども、それが総合区になるからどうこうということではないんですけれども、施設のあり方については多分、今、冒頭申し上げましたように特別区もありますし、総合区もありますし、どういう形で今後大阪市の形がなっていくんだということがもし決まるようなことがありましたら、その中でどうしていくのかというのは、また議論はされていくことになるかというふうには思います。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、一番左のブロックの端の手前の赤い服の方。

(市民)

すみません。そもそもということであると思うんですけれども、大阪市が抱えている課題から今回総合区の提案があつて、今後、特別区の提案もあるということやと思うんですけれども、現行の政令市の枠組みの中で、今、大阪市が抱えている問題というのを解消していくという方法はないんでしょうか。いわゆる第三みたいなことになると思うんですけれども、住民自治の拡充ということについては、現行の制度の中でも十分いろんな形で



きと思うんですけれども、特にどうしても分からないのは二重行政の解消というふうに言っているところが何が二重行政なのか、どことどこが二重行政になっているのか。区役所と本局のやりとりが難しいというような説明もあったと思うんですけれども、それは市の仕事の仕組みを変えれば済むのではないかなと。これだけたくさんお金をかけなくてもできるんじゃないかなと思ったりするんですけれども、その第三の道みたいなことを検討しないということはないんでしょうか。

（手向副首都推進局長）

今の24区のままという選択肢はないのかということでございますが、今の大都市が抱える課題としてよく勉強されているご意見やと思うんですが、大きく分けて二つあって、一つは住民自治の拡充、市民の身近なところでどれだけ行政サービスを決定できる仕組みをつくっていくのかという話と、仰られたように大阪府と大阪市の二重行政を解消していく、この二つが大きなテーマに、今、大阪市の大都市としての課題はあると思います。

その前者の住民自治を拡充していくという話につきましては、これは前市長の時からそうなんですけれども、やはりできるだけ皆さんに近い区役所、区長のところに権限を持っていこうということで、今現在行っている仕組みが最大限権限を持っていけているということです。今の隣に区長がおられますけれども、この区長さんを従前は行政の、例えば区によっては部長級ということで局より下の位置づけであったものが、今は局長の上ということで地位も上げていますし、権限もかなり持っていっていったところなんです。

ですが、これをさらに強い権限を持って区役所の区民の皆さんに対するサービスを決定していこうと思えば、やはりそこを支える組織というのがないとサービスというのはできないというふうに今は考えています。

今回、総合区では、今以上に仕事を区長のところに持っていまして、その区長というのは法律で特別職にすることになっていきますので、総合区長という特別職のもとに仕事を持って行って、その仕事を支える体制をつくっていくと。この体制をつくらうとすれば、やはり今の24のままでそれだけ体制をつくれれば職員もかなり増えてしまいますし、これはちょっとコストもかなりかかっていくので非現実的であろうというふうに思っています。

八つの総合区に集約することで体制をしっかりとってつくって仕事も落としていくと。ただその一方で集約されることによる皆さんのご不便をおかけしないように今の24の区役所は地域自治区事務所ということで、窓口サービス等はそのまま継続して身近なところで受けられるようにするというような方策をとっているところでございます。

一方、二重行政につきましては、ここはいろいろ見方はあるんですけれども、端的に今やっているのは、例えば大学でありますとか、既に動き出したものとしては府と市で持っていた工業研究所あるいは産業技術総合研究所のような施設系を一つの法人のもとに統合したと。あるいは今これは議論中ということになりますが、水道であるとか、下水であるとか、港湾事業であるとか、こういうものは広域機能を持っている大阪府と大阪市それぞれ持っている部分がありますので、それらをあわせてどういうふうにやっていくのがよいか検討しているところです。そのあわせる手法というのが総合区制度あるいは今の大阪市でもそうですけれども、これは知事と市長の協議によって決めていくと。都道府県指定都

市調整会議ということで、協議することによってこういう二重行政の解消を図っていかうというものです。

私どもこの総合区制度の場合は、できるだけ市長の権限を身近な分野は総合区長におろすことによって、市長は中心の政策課題に集中すると、そのことによってこういった二重行政の協議もより積極的に取り組めることになるというふうに考えております。

もう一つの特別区の制度であれば、冒頭説明がありましたように、大阪府の方に広域機能は一元化されるということなので、そちらは制度的に解消されるというふうに、そういう違いがございます。

いずれにしても、これは吉村市長の問題認識でもありますけれども、今の24区体制のもとでこれ以上の住民自治の拡充というのはなかなか進めていくことが難しいという問題認識に立った上で今があるということでございます。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

じゃ、今度は一番右端の列の手前の緑色の方。

(市民)

資料としては、総合区も分かりやすかったんですけれども、期待される効果として理解できるのは、局のことは分かるんですけれども、10年後、20年後、総合区にして現行の、極端に言えば今、生野区で言えば例えばアイチク（聞き取れず）とすると5分の1、住宅でいくと7,000戸が空き家になっているという特殊な地区なんですけれども、この資料としては、今後住民が減ってくるよというのに対してですけれども、現状減ってくるところに対しての地区をどうやって改善していくのがいいのかというのが、これだけだと現在の24区がいいのか、総合区がいいのか、例えば大阪都構想のような道州制がいいのかというのが、ちょっと資料としては直近の内容としてはよく理解できるんですけれども、10年後、20年後がこの期待される効果では分からないなというので、我々、行政素人なのでケーススタディーとして、例えば住民が減っていても小中学校を地域のコミュニティとして減らさないようにいかに例えば7,000戸の空き家を改善していくかというのを20年後、30年後でそれぞれ現状と総合区でシミュレーションしていただければ、我々素人でも、ああ、なるほど、これだけの差があるんだなというのが分かるので、このままだと現状のイメージ図というと、卒論といったら語弊があるんですけれども、大学生がちょっとつくったかなという程度の感じで、もうちょっと。

(手向副首都推進局長)

ありがとうございます。

こういうふうに制度改正をすることによって10年後の姿が見えないとなかなか物事を考えにくいというのは、そういうことを仰られたというふうには思いますけれども、今回提案しているのは……

大丈夫ですか。

(司会)

すみません、何か保健師様か何か医療の資格をお持ちの方おられますでしょうか。

おられませんか。

皆さん、申し訳ございませんが、ちょっとお待ちください。

(休 憩)

(再 開)

(司会)

すみません。それでは、ここから再開の方をさせていただきたいと思います。

(手向副首都推進局長)

今、質問された方おられませんけれども、会場で出た質問ですので、引き続きお答えさせていただきます。

こういう総合区、今回合区を含んでいる訳ですけれども、こういうことをつくることによって、例えばこの生野区を含めた将来10年後の姿がどないなるのかと。もちろんこういうことがあればより判断つきやすいというふうには思います。ただ特別区制度もそうですし、この総合区制度もそうですけれども、これはいわば制度ということでの仕組みです。どういう形で住民サービスというのを決定していくのがいいのかということの制度論の話です。今の政令市制度のもとでは、そういう空き家対策なども含めまして、大阪市24区でそれぞれ置かれている状況は違いますけれども、基本的に大きな対策というのは、いわゆる中之島の局が中心になって物事を状況把握して決定していくということです。

それを今回、総合区ということになりますと、特別区としての総合区長が地域の状況をよく把握し、あるいは地域の皆様と意見交換をした上でどういうふうに対応していきたいかということを決めていけるような仕組み、こういうのをできるだけ区に近いところで大きな権限を持って決定していけるような仕組みというのをつくろうという制度論を今回させてもらっております。

ですから、そういう意味では、その制度論の先というのは新しい区長が実際に状況を見て、区民とのご意見を聞いていただきながら、新しい計画、政策というのを決定していくことになると思いますので、今の段階で固定的にこういうふうに変わりますと言い切ることは、正直きょうの段階ではできません。その点をご容赦いただきたいと思います。あくまでも政策、意思決定をするための装置というか、仕組みを変えるという話でございます。

(司会)

それでは、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

じゃ、こちら左ブロック二つ目の今、もう一度手を挙げてもらえますか。今挙げた黒い服の手前の、はい。手前のはい。もう一回手を挙げて、はい。

(市民)

細かいことで申し訳ないんですけれども、21ページの総合区設置に伴うコストというの

がありますが、下の方ですね。これは住所変更に伴う、我々中小企業の伝票とか看板とか、そういう費用はどうなっているんですか。細かいことで本当に申し訳ないですけども、実際にかかわる問題でございますから、その点よろしく願いいたします。

（大下副首都推進局制度調整担当部長）

恐れ入ります。ここに書いておりますコストは、市役所の方でかかるコストのみを記載しております。仰っていただいた通り、いろいろ例えば住所が変わることによって何か手続に経費が要するようなことも考えられるかも分かりませんが、私どもとしてはできるだけ町名とか区名が変わってもそういうことが必要ないように、いろんな関係先に今の形、前の形でもいけるようにというふうな調整はしていくというふうに考えております。

ただそれ以外に仰っているように、個々人のいろんな伝票であったりとか、名刺であったりとかいうふうなところは、ちゃんと正しい形で変わった形できちっとしていきたいということであれば、その経費というのは多少なりともかかってくるということは考えられます。

（司会）

それでは、引き続き挙手の方をお願いいたします。

では、こちら右のブロックの。

（市民）

19ページなんですけれども、一番下のイメージ図、総合区長のマネジメント等というのがあって、住民から右側に総合区長という矢印がっていますね。この28ページの六区、生野区ですから六区になって天王寺区に総合区長がいるということなんです。総合区長とこの3区の区長との兼ね合いというか、関係性がいまいよく分からないんです。その辺を説明いただけないでしょうか。

（大下副首都推進局制度調整担当部長）

すみません、資料の17ページのところを見ていただいてもいいでしょうか。17ページの下のところ組織の図があると思うんですけれども、ただ今仰っていただいた総合区長、あくまでも総合区長としてはこの第六区の場合でしたら、今の案では、これは特別区の庁舎が、総合区で、すみません、天王寺区ということですね。天王寺の区長さんのところが総合区長ということになって、その下に地域自治区というのがありますけれども、ここの生野区の今現在の区長さんでしたらここの区の長になるということで、総合区長と連携をとりながら住民の皆様の身近なサービスについていろいろ仕事をしていただくと、そういう関係です。

そうですね、だから上司としては天王寺のところの総合区長さんが上司になって、生野区の地域自治区の長の方が部下になると、そういう関係になります。

（司会）

それでは、引き続きのご質問。

それでは、この左から2番目のブロックの、もう一度手を、はい。今、手挙げ直されたその方です。

(市民)

異議申し立て、不服申し立てでなんですけれども、現在は区の方に出して市長さん宛てへの異議申し立てでなっていると思うんです。これが変わることによって従前と同じなのか、もし変わるとしたらどのように変わるか教えていただきたいと思います。

(辻本副首都推進局事務事業担当課長)

すみません。不服申し立てというような手続ということで、今現在、大阪市、市役所の方に出されているということなんですけれども、そのところは全ての大阪市の今、中之島でやっている事務が総合区の方に移るという訳じゃなくて、幾つかの事務は局に残ります。その中の一つに、そういう不服申し立て等を受ける、どういったらいいでしょう、法務系の仕事ですか、そういうところの大きなところは残るというふうに考えております。ですから、今と変わらないというふうに思っていたらいいかなと思います。

(司会)

それでは、続きまして、じゃ、一番右のブロックの赤い服を着た、はい。

(市民)

るる説明いただいてありがとうございます。

最初の4ページの東西二極の一極となる副首都の実現が必要なのかということについて、私はこんなふうには思いません。やっぱり住民が生き生きといわれる大阪市であってほしいと思っています。

例えば工営所なんかには何かを言う時に、これですね、12ページには、まず区役所に言うて、その後、工営所とか公園事務所に言って対応されるというふうに現状書いてありますけれども、実際に私、生野区のアクションプランという事業でなんでも相談いらっしゃ〜いというのを毎月第4水曜日にさせていただいています。その中では、おいでになった方々がそれぞれ木のことだったりいろんな相談に来られた時に、直接工営所に連絡をいたします。直接工営所の方がいついつに見に行きますと、見てそのお返事はまたきちんと必ず差し上げますという形で返事をしてくださっているんで、この現状についても少しそこがあるんじゃないかな、もっと大阪市生野区は、工営所はとても親切に対応してくれているように思います。

それと、21ページの施設の相互利用・連携など、柔軟な対応が可能、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕が可能、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりが可能というのは、24区に区長がおられてこそ、24区の区長に権限を持たせてこそ成り立つのではないかなというふうに思います。そういう意味では、先程から24区の区長でいいんじゃないかなというのに近いニュアンスのご発言がたくさん、ご質問があったと思いますけれども、私も24区の区長に権限を持たせて、24区の区長が予算をたくさんとれる、そして市長と協議ができる、そういうシステムでいいのではないかなというふうに思いますが、その

点については、もう一度考えていただくことができるのでしょうか。

それともう一つ、生野区の……

(司会)

すみません、できれば一旦ここで切ってもらえますでしょうか。

(市民)

はい。じゃ、関連いたしまして、やはり3区全然違う訳ですね、大阪市の中の生野区と阿倍野区と天王寺区。片や廃校になろうとしている御幸森小学校、片や90%がドクターの指定である五条小学校というような小学校の特性などもあったり、地域のそれぞれの差異があると思います。そうしたことを踏まえたら、やはり24区で本当にそこに来ている人々の声が反映できる区行政こそ求められているのではないかと考えますけれども、いかにお考えなのか、お答えいただければ幸いです。

(手向副首都推進局長)

きょうの説明会の資料の一番最初のところでも申し上げましたけれども、今、大阪を取り巻いている状況といたしまして、長期にわたって大阪の経済、シェアが落ちている、あるいはこれから人口がますます減少してくる中で、お金の使い方もよりシビアになって行く必要があると。そういうような中で、やはりこの大阪をより成長させて経済的にも地位を向上させるというような取り組みをすることによって、ひいては税収アップにつながりあるいは雇用増・維持につながり、市民生活の維持向上という形につながっていくと思っております。

そういう意味では、この副首都大阪の実現をめざす取り組みというのは、これは今の大阪の置かれている状況からぜひ必要だというのが今の市長の考えでございます。そういう意味では、そういう取り組みをめざす中で今の24区制度のもとで、先程質問があった時にもお答えしましたが、今の24区の区長さんにこれ以上の権限を渡して組織体制をつくってとするには余りにもコストがかかり過ぎますし、私ども行政で考えた、行政としてはそういうコストをかなり増やしてまで24区体制でつくるべきではないというふうな考えで、24区における窓口サービスというのは維持する、それから従来のコミュニティというのは維持するということで、新たな仕組みとして地域自治区ということも設けるとしておりますけれども、事務をおろしていく単位としては、やはり一定8区の総合区という単位に集約をしてつくっていくことが必要であるというふうに考えております。

今申し上げた考え方は、当然吉村市長のもとでつくり上げた行政としての今時点の考え方でございます。この考え自身は、今後、また議会、大阪市会等の場でもさらに議論をされていくことになります。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いします。

それでは、左のブロックの一番後ろの白い服の方、そのまま手を挙げておいてください。

(市民)

すみません。この総合区の区長さんになりますとすごい責任と権限が渡されるということがかなり書かれてあって、その内容は、この説明会ではめっちゃくちや分かりやすかったですけれども、そもそもその責任をかなり与えられる区長さんの選び方というのはどうなるんですか。例えば今のまま、現状なのか、選挙の方法とかもあるのか、区長さんの選び方というのが能力によってかなり変わってしまうんじゃないかなというぐらいに権限が与えられるので、そこが気になりました。

(手向副首都推進局長)

総合区長というのは、あくまでも市長の部下ということになりますので、公選ではありません。選挙で選ばれるというものではありません。では、どういう人材を選ぶのかということになりましたら、今の市の職員の中から選ぶのかあるいは今の区長さんのようにまた公募という形になるのか、そこの選任の仕方というのは、トップである市長の考え方によるところになります。

ただこれまでの行政区長との違いという意味では、総合区長は特別職になりますので、市長が選んだ人間につきまして、またこれは議会にも同意を求める形になります。選任同意をいただく形になります。そういう意味では市長が選んで議会にもお認めいただいた人間というのが特別職として総合区長になります。

あと、この総合区長になりますと、特別職ですので仮に住民から余りにも総合区長ポストとして不適当な行動が多過ぎるとかということになりましたら、今の自治法上の制度としてはリコール請求でやめてもらうというような請求をすることも制度的には可能になっております。そういう意味では、やはりそれだけ重い職になっているということでございます。

(司会)

それでは、次、質問のある方。

じゃ、一番左の列の一番手前の白い服の方。

(市民)

総合区になった場合、市会議員の選挙区と総合区の関係または国会議員まではよく分からないんですけれども、この関係はどういうふうになっておるんでしょうか。

(榎下副首都推進局制度企画担当課長)

市会議員の選挙区ということですが、総合区になりますと総合区で一つの選挙区ということになりますので、その総合区単位で議員定数を条例で定めて、そのもとで選挙が行われるということになります。

国会議員につきましては、公職選挙法の別表で選挙区が定められていますので、そこが改正されるまでの間は総合区になっても従前の区域で選挙が行われるということになります。

(手向副首都推進局長)

ですから、24区に比べて八つの総合区ということになりますと、1区当たりで選出される議員さんの数はその分だけ増えるということには当然なります。

(司会)

ここでお知らせなんですけど、もともとの説明会につきまして、閉会を5時半と予定しておりましたが、先程中断の方がございましたので、15分延長して5時45分まで開催の方をさせていただきたいと思いますので、それまでの間は引き続きご質問の方を受け付けさせていただきます。

それでは、では、左から2列目の2番目の方、帽子の方。

(市民)

説明、天王寺区と生野区と、小学校、中学校の生徒数というんですか、人口比率が違うので、生野区では学生がものすごい少ないですね。それで学校を閉鎖せないかんという状況です。それから天王寺区では人口が過密して小学校もものすごい学生数が多くて、こういう場合は合併というんですか、総合区になった場合、どういう方向に進むんでしょうか。ご質問します。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

今仰っていただいたように、それぞれの区によって子どもさんの数が増えていたりとか、減ったりするところは、要は学校の数をどういうふうにしていくんかというようなところが、やはり各区長さんいろいろ考えておられるところやと思いますけれども、これは引き続き総合区になりましても、総合区全体で学校の再編整備なんかをどうしていくのかということは、今度、総合区長が引き続きそういうことをやっていただくということになります。

ただ今までここだけどうしようかと言うておったのが、全部広くなることによってそれがまたいろいろ一からやるんかということになるんですけれども、学校の適正配置というのは子どもたちにとってよりよい教育環境を確保していくということと、教育活動の充実を図るということですので、今起こっている課題を総合区になるからこれをまた先延ばしということよりも、当面の課題をどうしていくかということについては、やはりそれは総合区長がその課題についてすぐにどうしていくかというのは考えていただくことになるのかなというふうには考えております。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

では、一番左端の一番最後列ですか、はい。手を挙げたままをお願いいたします。

(市民)

2015年に大阪都構想があって、うちの嫁なんかは維新のせいで政治に興味を持つようになって、大阪のことに興味を持つようになって、子どもの将来にも興味を持つようになって



て、真面目に考えるようになったりしているんですけれども、きょうの説明を聞いていて一つだけ質問したいんですけれども、私の中では、この資料にあることだけなんですけれども、あれと思うところが一つあって、予算編成権が総合区にあるのかなのかということで、多分大きく物事が違ってくるんじゃないかな。つまり簡単に言うと、予算編成権はない訳ですよね、総合区には。予算編成権なくしてここに書いているようなある種、絵図が具現化できるのか。できるとしても10年かかってもらったら困る訳ですよね。スピーディーに、ここに書いているように迅速に住民の声の対応であったりとか、ニーズに対応するということが予算編成権なくして本当に可能なのか教えてください。

（手向副首都推進局長）

仰る通り、予算編成権というのは、政令市制度のもとでは市長に専属しております。ただこの総合区長というのは、特別職にして権限を渡すということは、これはいわゆる市長が決められる権限を渡していくということになる訳です。ですから、予算につきましても、編成する権限自身はもちろん市長ですけれども、与えられた事務、総合区長に市長から渡された、局から持っていった事務、こういうものに対してどういう内容のものをつくっていくかということを考えて、大阪市の中で企画して予算を要求して判断していく部分というのは、そこは市長から権限を渡されているというふうに考えていただけたらいいと思います。

だから、最終的に市長が大阪市全体を見回した時に違う方針を立てるということはもちろんあるか分かりません。あるか分かりませんが、極めて副市長に近い特別職となった総合区長は、別途、予算意見具申権というのも説明したと思いますけれども、そういう法で認められた権限も用いまして、みずからの権限について具体化をさせていくという権能を持っているところでございますので、独立自治体の区長とは違いますけれども、今よりも権限を持って皆様のそばでの行政サービスというのに取り組んでいけるという仕組みであると思っています。

（司会）

それでは、次の方。

では、こちら右の、はい。

（市民）

選挙のことで、市議会は総合区単位、国会議員に関しては現行法のままで24区ベースということでしたけれども、府議会の場合はどうなるのかお答えいただければ幸いです。

（榎下副首都推進局制度企画担当課長）

24区ということであって、衆議院は今、小選挙区それぞれ1から6ぐらいまでであると思うんですけれども、そこが法改正されなければ変わらない。24区体制になって今の選挙区のままということです。1票の格差の問題のデリケートな問題がありますから、全国的にその選挙区の区割りを国会の方で決めてから、初めて衆議院の小選挙区は変わるというこ

とですので、現行制度のままでございます。

府議会議員の方は、今、政令市の中、大阪府の条例で選挙区を定めて定数も定めることになっていますので、また新たな総合区になりましたら、その総合区の単位でどういった選挙区を設定するかというのを府議会の方で議論されて、また新たな選挙区が設定されるということになります。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いします。

では、2列目の黒い服を着用された方。

(市民)

総合区というのは合区が前提ではありません。もともときょうの総合区の説明そのものが合区を前提としているということの出発点から間違っているのではないかなというふうに思っています。それと、大阪市をなくしてしまう特別区と、それから総合区、これについて選択するということで、また住民投票ということを考えているということです。

特別区のこの生野区民ホールで説明会があった時に、こういう税金の無駄遣いは駄目だという意見が圧倒的に多くありました。住民投票するためには32億円かかります。こういう税金の無駄をまた決着がついた問題についてやっていいのかというのは、本当に不自然でなりません。

それと、今、住民自治という場合は、生野区もそうですけれども、区政会議というのがあります。僕も区政会議の委員をやっていますけれども、そこでは本当に連合町会長だとか、女性部だとか、民生委員の方とか、PTAの方が本当にどう生野区をよくするんかということで話し合いが行われています。そういう区政会議のところでもっと住民の声が行き届く、そういう区政を実現できるような、そういうところが一番今大事なところではないかなというふうに思っています。ぜひそういう制度いじりはやめて、本当に区民の声が行き届く区政をつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。

(司会)

ご意見として承ります。

それでは、質問の方を受け付けますので、また次の方、挙手をお願いいたします。

すみません、ご発言、マイク持たない方については控えていただきますようお願いいたします。

ご質問のある方おられますか。

じゃ、2列目の今、手を挙げられている方。

(市民)

これは期待される効果とかいろいろ現在と総合区に対しましてよく分かるんですけれども、素案といえどもある程度数字がないとばちっと来ませんよね。皆さんからはそういう点で、今回、総合区にされるというのを、もう総合区にされるという形で決まってしまう

たかのような話になっているんですけれども、総合区か違う区か、それとも現状かとかいうのも何もなく、こういうこともあるよという話の相談だったら分かるんだけど、今回のやつ、説明会もそうなんですけれども、私、きのうの夜のニュースを見ていて初めて知ったんです。そういうのを周知もされていないような形で始まってきてちょっとおかしいなと思っていました。

それとあと、この中の期待される効果、K P Iとして数値はある程度出していただきたいというのと、あともう一つ、18ページにもし総合区になった場合、職員数が、職員の配置が変わるというのは多分あると思うんですけれども、当然今まで部局と本局の連絡調整をしている場合、2個の仕事をやっています。だから一つの仕事をして2人でしている形になるので、当然人間は減っていくと思うんです。だから当然どこか人数が減っていくんだったら分かるんだけど、2,200人そのまま移行ですよ。こういう数字を見ると改善するとか、良くするという形が全く見えてこないと思います。その点どうでしょうか。

(手向副首都推進局長)

すみません。イメージのところで期待される効果を五つ程出しておりますけれども、これは物事を市民さんからあるいは区民からの声に対してどこでどう決定していくかという仕組みを書いているものでございますので、ここ自体に何か具体的なお金の数字が入るというものではないと思っております。

今の24区の区長さんから8区の総合区長になった時、扱えるお金がどうなるかというのは予算の仕組みのところで、28年度予算ベースでありますけれどもということで数字は一定お示しさせていただいていると思いますので、今よりもより大きなお金の中で政策の優先順位を決めて物事を動かしていくということができると考えています。

人の話ですけれども、今回、総合区をつくる際には、局で行っている事務を区におろしてくる。これはいわば1カ所でやっている仕事を複数箇所で行うということになりますので、どちらかといえば業務的には非効率な部分が生じます。

一方、24カ所で今行っている区役所業務につきましては、窓口サービスの部分は維持しますけれども、それ以外の区役所で行っている企画等の業務は、逆に24カ所から8カ所に集約するということで集約効果が出る要素もあります。今回、やはり総合区をつくるに当たって、人をそれ程増やすというのは今の時代にふさわしくございませんので、基本的に今の人員の中で回せるレベルというのがこういう8区に総合区集約して、体制を組み直して持っていくというところをつくったところでございます。

ちょっと十分なお答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

すみません。あと説明会の周知が突然ということでどうなっているんだということのお叱りの声だったと思うんですけれども、我々の方もできるだけ市のありとあらゆる広報媒体、ホームページですとかあるいはポスターを使ったりとか、ビラを配置したりとかあるいは区の広報紙なんかに掲載させていただく、新聞折り込みなんかでもやりますよみたいなところ、いろいろと周知の方はさせていただいたつもりなんですけれども、結果としてうまくお伝えしてなかったということについては申し訳なく思っております。よろしくお願いいたします。

します。

(司会)

それでは、次の方。

じゃ、最前列の今手を挙げている白い服の。

(市民)

今回、こういう行政システムを改善するということでメリットというのは、期待される効果というのはこの資料の中にたくさん書かれている。でもシステムをいじくった場合、必ずデメリットというものが発生すると思うんですよ。それについて書かれていないので、もし今現在でも分かっていると、こういう不便を市民の方に負担願いますよというのは、先程あった住所変更に伴うものがありましたね。あれは市でできるものは多分限られると思います。それもひとついرونなところで費用が発生すると、それもデメリットですけども、それを書かれていない。そういうことを市民の方に負担してもらいますよと、それ以外に何かありますでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

(手向副首都推進局長)

総合区を合区で行った場合、やはり生野区に限らず市民の皆さんがまず一番心配になれるのは、今の24区のコミュニティ、これがどうなるのかという話と、合区になることによって今受けているようなサービスが不便なことになるんじゃないかと、こういう不安の声が一番大きいかなと思っております。

その部分というのは、大阪市としてサービスを提供していく上で、サービス水準は落としてはいけないという部分があると思いますので、今回の提案の中で、例えば八つの総合区役所に集約しますけれども、市民の皆様が直接今現在この区役所に来ていただいて、申請書を出したり、相談したりしていただいている部分については、その機能はそのまま残るような工夫をするという部分。

それからもう一つは、従前の24区単位というのを、行政区は八つの総合区に変わりますけれども、地域自治区という形で残すことによりまして、意見集約の単位も地域協議会というのが法律に基づいてつくることが義務づけられることになりますので、そういうところで、旧という言い方は悪いですけども、三つの区が合区したとしても、それぞれの区単位でその地域協議会を設けて、そこでも住民の皆様の意見というのも総合区長に届けられるような仕組みにすることによって、一番恐らく不安に思っておられるような部分というのを制度的には解消しようということにしております。

先程のコストの話で、例えば私どもページで書いているのは、税で投入するようなコストの部分というのを書いているだけで、住所が変更すれば当然企業さんなんか掲げておられる看板にしてもそうですし、名刺とかにしてもいずれそういう変えるためのコストというのはかかりますけれども、ここは残念ながら税で負担するということはできませんので、ある意味負担ということは、それは事実だとは思いますが。ただそれ以外に何か金銭的なものが発生するかというと、特に私どもの方で今想定しているのはございません。

(司会)

それでは、申し訳ございませんが、時間の方が迫ってまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、挙手をお願いいたします。

それでは、まだ当たっていない方が、ご発言されていないですね、じゃ、最後に。  
今、マイクが来ますのでお待ちください。

(市民)

きょうはご丁寧な説明と皆様のご質問で私らは余り知識がなかったんですけども、勉強させていただいてありがとうございます。

資料をいただいた中で横文字が非常に多くて分からない言葉があったので、初歩的な質問ですけども、お願いできますか、ご説明。ページ19のインセンティブ制度というところと、もう一つは4ページのポテンシャルという言葉、ちょっと分からなかったので教えてください。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

これはインセンティブ、すみません、横文字を使いまして。区長、区の例えば用地なんかを今、売れば歳入として入ってくるんですけども、それが今、大阪市の歳入になるのが、例えば区役所が中心になっていろんな汗をかいてその土地を売ったという場合には、その何%はいわゆる区の歳入として予算として認めていきたいと思います、そういう制度でございます。ですから、区長さんとか各区が頑張ったことによって、汗をかいたことによって独自の予算を確保できる、そういうものやというふうにご理解いただいたらいいかと思えます。

それから、すみません、ポテンシャルというのは、一般的に能力とか、秘めた力みたいなところ、べたな言い方で申し訳ございませんけれども、そういうふうな意味をご理解いただいたらなというふうに思います。

(司会)

すみません、それでは時間に限りがございますので申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

最後に。それでしたら手短にお願いいたします。

(市民)

すみません、手短に言いますね。

ここに書いている効果なんですけれども、保育所の設置、認可、何とかの運営、何とかの運営、これをみんな総合区におろすという、運営とかいう言葉を簡単に書いているんですけども、運営はこれは予算編成権なしで運営は本当にできるんですか。お金持っていないけれども、運営できるんですか。

先程仰っていた具申とか、共有とか、会議への参画とかというふうに書いていますけれども、僕の33ぐらいの感覚でいうと、そんなものツイッターぐらいでできるん違うのかなと思ったりするし、簡単に言うとな。やっぱり編成権をしっかりと総合区長さんが握るとか、

お金を握らないとここに書いていることが実現不可能やと思うんですけれども、いかがですか。

（大下副首都推進局制度調整担当部長）

仰るように予算というのは、最終的に総合区長の方で決められるものではございませんけれども、いろいろ要望することによって区の方に、これは保育所の場合ですと例えば補助金なんかの関係がございますので、八つの総合区長がそれぞれ国の方に補助金要望に行くのも、これはいろいろ効率性もあるということで、大阪市の局がまとめて予算を取りまとめて、その予算の範囲内で区役所がどういうふうに区の実情を反映してこういう子どもの施策をやっていくかということで、限られた予算の中で、今よりはそういう区内の施策について区長の裁量が発揮していけるのではないかとというふうに我々は考えております。

（司会）

すみません。それでは、時間の方が参りましたので申し訳ございませんが、説明会の方を終了させていただきます。

説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っておりますので、もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はそちらをご利用ください。

なお、お配りしたアンケート用紙、質問用紙は、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

いただきましたご質問につきましては、後日集約し、ホームページで回答する予定です。

なお、本日利用した説明資料、受付に置いておりますので、ご近所でご説明にご入り用の方はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれを持ちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。

お忘れ物のないように座席周りを確認の上、お気をつけてお帰りください。